

4 私立専門学校卒業者の大正七年文部省令第三号による私立  
 立大学学部入学資格認可並びに高等試験予備試験免除指  
 定他  
 〔大正十三年六月〕

大正十三年四月十一日

(注記2)

(注記1)  
 第二課長 (赤間)

専門学務局長 (栗屋)

(注記3)

次官 (松浦)

(注記4)

参事官

(吉田)

(澤田)(木村)

(薄池)

(伊東)

(伊東)

(豊田)

(丸岩)

(小菅)

(印)

(下) (札)

(注記5)

大正七年文部省令第三号第(四)(二)条(第四号)ニ依ル指定  
 並私立大学学部入学ニ関スル件伺  
 曩ニ相当時間高等教育ニ関スル学科目ヲ教授スル私立専門  
 学校卒業者ニ対シ大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依ル  
 高等試験予備試験免除並私立大学々部入学資格ヲ認ムルヤウ伺  
 定メ有之タルトコロ左記標準ニ依リ夫々指定並認可相成可然歟

記

(注記6)

一、外国語ハ必ス二ヶ年以上之ヲ履修スルヲ要シ且時間数ハ合  
 計九時間ヲ下ラサルコト

(注記7)

二、其ノ他ハ次ノ学科目中其ノ何レカヲ選ブモノトシ且時間数  
 ハ合計六時間ヲ下ラサルコト  
 修身又ハ倫理、国語、漢文、歴史、地理、哲学概説、  
 心理、論理、法制、経済、自然科学、数学、物理、化  
 学、植物、動物、鉱物、地質、

(注記8) 三、前各号ハ今回ノ指定標準トシ将来ノ指定標準ハ外国語ハ三年ヲ通シ教授時数九時間以上、其ノ他ハ前第二号ノ学科目

中三科目以上ヲ履修シ教授時数合計六時間ヲ下ラサルコト

備考

- 一、前掲ノ学科目ハスヘテ高等学校高等科ノ学科課程ニ拠レリ
- 二、法制ハ法学通論トシ経済ハ経済通論又ハ経済原論トス

(注記9) (大正十二年十月一日)

發專二六二号 第二課長 (河原)

專門学務局長 (松浦)

大臣 花押 (岡野)

次官 (赤司) (下村)

参事官 (下村) (伊藤) (澤田)

私立大学学部入学資格ニ関スル件何

私立大学学部ノ入学資格ニ関シテハ從來官公私立ノ大学予科並

ニ高等学校修了者ノ外官公立専門学校卒業生 (但シ實際ニハ無

シ)ニ限リタル処私立大学当局者ヨリ屢々之ヲ私立専門学校卒

業者ニ及ボサンコトヲ請願シ来レリ

惟フニ從來官公立専門学校卒業生ノ学部入学資格ヲ認メ私立学

校卒業生ニ之ヲ許サ、リシハ前者カ外国語其他相当ノ高等普

等学部ノ予備教育トシテ適切ナラサルモノアリシニ由ル然レ

近時私立専門学校ノ授業モ漸次改善シ来リタルニ依リ其ノ内容

ノ整備セルモノ (学校指定標準ハ別記ノ通りトス) ハ之ニ学部

入学ノ資格ヲ認可セントス

猶私立専門学校卒業生ノ学部入学ヲ許容スル以上同時ニ高等試

験予備試験免除ノ特典ヲ与フルコト至当ナリ此ノ点ニ付テハ別

案大正七年文部省令第三号改正案中ニ於テ同時ニ改正スルコト

、致度

学校指定標準

一、修業年限ハ三年以上ナルコト

二、相当時間高等教育ニ関スル学科目ヲ教授スルコト殊ニ

外国語ハ各学年ヲ合計シテ一週九時ヲ下ルヲ得サルコト

参事官 (下村) (伊藤) (澤田)

發專二六一号

大正十二年十月一日 (施行前要素再回) (スミ) (小菅) (丸岩) 自署

花押 第二課長 (河原) (赤司)

專門学務局長 (松浦)

大臣 花押 (岡野) (注記12)

次官 (赤司) (下村)

大正七年文部省令第三号 (高等試験資格試験ニ関スル省

令) 中改正ノ件何

大正七年文部省令第三号ニ於テハ官公立専門学校卒業生ノ予備

試験免除ヲ認ムルニ拘ハラス私立専門学校卒業生ニ及ボサス、

〔是〕 (然レトモ如此ハ) 別案「私立大学学部入学ニ関スル件何」

中ニ記述セルカ如ク過去ニ於テハ理由アリタルモノナレトモ近

来私立専門学校ノ内容改善著シキモノナル狀況ニ徴シ (当然)

(加筆) [之カ] 改正ヲ(必要)(可)トスルノ外(抹消) (其ノ他ノ) 關係法令ノ修正ニ伴ヒ又意義稍不明ナリシ為受験者ヲシテ疑義ヲ起サシムル等ノ理由ニ依リ改正ヲ要スルモノアリ、依テ別案仰高裁、

第一案

(注記13) 年 月 日 文部次官  
高等試験委員長宛

大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件  
中別記ノ通改正致度ニ付御意見承ハリ度

(第二案記載添付ノコト)

第二案

(注記14) 文部省令第四号  
大正七年文部省令第三号中左ノ通改正ス

年 月 日 文部大臣

(注記15) 第一条第三号乃至第五号ヲ左ノ如ク改メ第六号ヲ削ル

- 三、専門学校入学者検定規程ニ依リ特定ノ専門学校ノ入学ニ関シ中学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定セラレタル者ニシテ普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ若ハ成績優秀ナルノ故ヲ以テ無試験検定ニ依リ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル大学予科又ハ専門学校ニ入学シタル者
- 四、高等学校高等科第二学年以上又ハ修業年限三年ノ大学予科第二学年以上ニ入学シタル者
- 五、前各号ノ外中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ且文部大臣ノ指定ヲ受ケタル学校ニ入学シタル者

第二条 第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号乃至第八号ヲ削ル  
四、前各号ノ外文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上ト指定シタル学校

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三案

(注記16) 文部省告示第二四号

(注記17) 大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依リ左記ノ学校ヲ高等学校大学予科ト同等以上ト指定ス

年 月 日

文部大臣

- 一、高等師範学校
- 二、官立及公立ノ専門学校
- 三、修業年限三年以上ノ官立実業学校教員養成所
- 四、学習院高等科及元学習院高等学(部)(科) (抹消)(加筆)
- 五、専門学校令ニ依ル慶応義塾大学部
- 六、専門学校令ニ依ル日本大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 七、専門学校令ニ依ル中央大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 八、専門学校令ニ依ル明治大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 九、専門学校令ニ依ル早稲田大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 十、専門学校令ニ依ル法政大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 十一、専門学校令ニ依ル同志社大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 十二、専門学校令ニ依ル関西大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 十三、専門学校令ニ依ル専修大学 但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ本科ヲ卒業シタル者ニ限ル
- 十四、上智大学 但シ本科卒業シタル者ニ限ル

十五、仏教大学

但シ予科二年ノ課程ヲ履修シテ  
本科ヲ卒業シタル者ニ限ル

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依リ

普通教育ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル者ト

ス

一、専門学校入学者検定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校入

学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

二、専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般ノ専門

学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三、普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ中学校卒業以上ノ学力

ヲ以テ入学程度トスル大学予科又ハ専門学校ニ入学

シタル者

四、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立学校

ニ入学シタル者

五、高等学校高等科第一学年ヲ修了シタル者又ハ高等学校

高等科第二学年以上ニ入学シタル者

六、修<sup>(抹消)</sup>学<sup>(加筆)</sup>業<sup>(加筆)</sup>年限三年ノ大学予科第一学<sup>(抹消)</sup>校<sup>(加筆)</sup>年<sup>(加筆)</sup>ヲ修

了シタル者又ハ修業年限三年ノ大学予科第二学年以上

ニ入学シタル者

三、専門学校入学者検定規程ニ依リ特<sup>(抹消)</sup>種<sup>(加筆)</sup>定<sup>(加筆)</sup>ノ専門学校ノ

入学ニ関シ中学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモ

ノト指定セラレタル者ニシテ普通教育ニ関スル試験ヲ受

ケ若ハ成績優秀ナルノ故ヲ以テ無試験検定ニ依リ中学校

卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル大学予科又ハ専門

(注記18)

学校ニ入学シタル者

四、高等学校高等科<sup>(加筆)</sup>〔第二学年以上〕又ハ修業年限三年ノ大学

予科<sup>(抹消)</sup>〔ノ〕第二学年以上ニ入学シタル者

五、<sup>(抹消)</sup>文<sup>(加筆)</sup>部<sup>(加筆)</sup>大臣ノ管理ニ属セサル学校ニシテ〔前各号ノ外〕中

学校<sup>(卒業)</sup>以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ且文部大臣ノ

指定<sup>(抹消)</sup>シ<sup>(加筆)</sup>〔ヲ受ケ〕タル学校ニ入学シタル者

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予科

ト同等以上ト認ム

一、高等学校高等科

二、大学学部

三、大学予科

四、<sup>(抹消)</sup>専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入

学程度トシテ修業年限三年以上ノモノ

五、学習院高等科及元学習院高等学科

六、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公

立ノ学校但シ東京美術学校、東京音楽学校及修業年限

三年以上ニ満たサルモノヲ除ク

七、中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限

二年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部

大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ

八、主トシテ普通教育ニ関スル学科目ヲ授クル私立専門学

校ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ

四、前各号ノ外文部大臣ニ於テ高等学校大学予科ト同等以上

ト指定シタル学校

(注記19)

(注記20)

(注記21)

(注記22)

(注記23)

高等試験令第七条及第八条二関スル省令中指定標準

◎第一条第五号ニ依ル指定標準

- 一、入学試験ニハ高等試験令所定ノ科目（国語、漢文、地理、歴史、数学、物理、化学）ヲ課スルコト
- 二、試験ノ方法厳正ナルコト

◎第二条第四号ニ依ル指定標準

- 指定セントスル学校カ左ノ各号ノ一ニ該当スルコト
- 一、文部大臣ノ管理ニ属セサルモ大学予科ニ関スル法令又ハ高等学校令ニ依ル学校ナルコト
  - 二、イ、修業年限ハ中学校四年修了ヲ入学程度トスルト  
キハ四年以上、中学校卒業ヲ入学程度トスルト  
キハ三年以上ナルコト
  - ロ、相当時間、高等普通教育ニ関スル学科目ヲ教授スルコト殊ニ外国語ハ各学年ヲ合計シテ一週九時ヲ下ルヲ得サルコト

第一条中

(イ) 第三号改正ノ理由

現行第三号ハ趣旨明瞭ヲ欠クノ嫌アルノミナラス現ニ官立実業専門学校ニ於テ行ハルル無試験入学制度ニ依ル入学者ノ有スル特典ハ之ヲ公私立ニモ及ホスコト至当ナルニ限ル

(ロ) 第四号ヲ削除シタル理由

官立学校ニノミ特典ヲ認ムルハ不可ナルニ由ル

(ハ) 第五号及第六号ヲ統一シタル理由（改正第四号）

第五号及第六号各前段ニ該当スル部分ハ大正十一年一月既

ニ文部省告示ヲ以テ一般指定ヲ受ケタルヲ以テ当然第一条第二号ニ包含セラレ特ニ規定ノ必要ナキヲ以テ各後段ニ該当スルノミヲ一括シタルナリ

(ニ) 改正第五号ノ理由

文部省所管ノ学校令ノ適用ヲ受クル学校ニ関シテハ以上各号ヲ以テ尽クト雖モ他管ノ学校例ハハ学習院或ハ植民地官公私立学校等ニ向テハ之ヲ包括的ニ規定スルヲ得サルカ故ニ一々指定ノ方法ニ依リ之ヲ認定セントス

第二条中

(イ) 第四号削除ノ理由

三年ノ予科ヲ有スル専門学校ハ事实存在セスタトヘコレアルニ至ルモ改正第四号ヲ以テ指定シ得ルヲ以テ適用ニ差支ナシ

(ロ) 第五号及第六号ヲ削除シタル理由

官立学校ニノミ特典ヲ認ムルハ不可ナルニ由ル

(ハ) 第七号及第八号ヲ削除シタル理由

官公立ニ対シテモ指定ノ制度ヲ採ラントスル以上特ニ之ヲ存置スル必要ナキニ由ル

(ニ) 改正第四号ノ理由

専門学校ノ学科課程ハ官立ニアリテモ公私立ニアリテモ各校同一ナラサルノミナラス他省主管及植民地ノ学校等ニ至リテハ到底之ヲ画一ニ認定スルヲ得サルヲ以テナリ

專門学校外国語教授時数

学校名	英語 独語	英語 獨語
官立医学専門学校	〇	一五〇
同 薬学科	〇	七〇
富山薬学専門学校	〇	七〇
東京美術学校	〇	六〇
東京音楽学校	〇	〇
東京高等工業学校	一	九〇
大阪高等工業学校	八	八〇
京都高等工業学校	九	三〇
名古屋高等工業学校	〇	三〇
熊本高等工業学校	九	六〇
米沢高等工業学校	二	二七
桐生高等工業学校	二	二七
横浜高等工業学校	九	二四
明治専門学校	一	二二
神戸高等工業学校	一	二二
盛岡高等農林学校	九	一四
上田蚕糸専門学校	九	〇
仙台高等工業学校	九	〇
東京高等工業学校	二〇	一五〇
秋田鉱山専門学校	一八	七〇
鹿児島高等農林学校	一七	六〇
東京高等蚕糸学校	一	〇
京都高等蚕糸学校	一	〇
鳥取高等農林学校	〇	九〇
三重高等農林学校	〇	八〇
長崎高等商業学校	〇	三〇
山口高等商業学校	〇	二二
小樽高等商業学校	〇	二七
名古屋高等商業学校	〇	二四
福島高等商業学校	二	二二
大分高等商業学校	〇	二四
神戸高等商船学校	四	二二
東京高等師範学校	一	一三
鹿島高等師範学校	一	一四
東京女子高等師範学校	〇	〇
奈良女子高等師範学校	〇	〇

私立専門学校ニ於ケル普通教育ニ関スル学科目及授業時間数

法政大学	政治科	倫理学第一学年二二時間	但随意科目
法政大学	政治科	倫理学第一学年二二時間	但随意科目
明治大学	政治経済科	独法及英語每週四時間	何レモ随意科目
明治大学	政治経済科	英法及英語每週四時間	何レモ随意科目
明治大学	政治経済科	独語仏語ヲ通シ每週二時間アレトモ随意科目	何レモ随意科目
明治大学	政治経済科	英語每週六時間	何レモ随意科目

中央大学  
法政科  
英語及獨語アレトモ  
何レモ随意科目

早稲田大学  
政治経済科  
英語漢文  
法律科  
英語漢文  
商業英語  
倫理及哲学  
國語漢文  
英語  
体操  
倫理及哲学英語歴史及文学体操

日本大学  
政治科  
哲学每週二時間  
倫理学第一学年ニ於テ每週二時間  
哲学二時間  
商業英語每週五時間  
予科アレトモ予科卒業者ハ専門部特科ニノミ入  
学スルコトヲ得

慶応義塾  
英語每週五時間  
國語漢文作文每週四時間  
哲学每週二時間  
修身每週一時間  
國語漢文每週四時間  
英語每週十時間  
歴史每週三時間  
数学每週三時間

高等試験令 大正七年一月  
高等試験令 勅令第七号  
高等試験令施行細則 大正七年二月  
閣令第一号  
文部省令第三号 大正七年二月  
省略

大正十三年一月十日

高等試験委員長 松本丞治

(注記24)  
(注記25)  
第二課長  
専門学務局長  
高等試験委員長 松本丞治  
赤間  
小菅  
丸毛  
大友

次官 (松浦)

文部次官 松浦鎮次郎殿

大正十二年十二月二十八日附ヲ以テ大正七年文部省令第三号高等試験令第七条及第八条ニ関スル件中改正ノ件御照会ノ処右趣旨ニ付テハ異存無之候

(官公立専門学校学科課程調—省略)

(豊田)

(注記 9)

「施行前要再回」

(注記 10)

「施行前要再回」

(注記 11)

「花押」

(注記 12)

「裁決定 11月20日」

(注記 13)

「11月28日 発送済」 (宮下)

(注記 14)

「施行前要再回(スミ)」 (加筆) (有原)

(注記 15)

「1月30日 発送済」 (安積)

(注記 16)

「施行前要再回(スミ)」 (加筆) (有原)

(注記 17)

「発送済 1月30日」 (安積)

(注記 18)

「現行法令トノ対照」

(注記 19)

「不実」

(注記 20)

「告示」

(注記 21)

「告示」

(注記 22)

「告示」

(注記 1)

「文部省 発専46号 年 月 日」

(注記 2)

「完結」

(注記 3)

「急」

(注記 4)

「裁決定 6月28日」

(注記 5)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記 6)

「二年間ヲ合計シテ授業時数九時間トス」

(注記 7)

「三科目以上トス」

(注記 8)

「専門学校ニ於テハ学則ヲ改正セルヲ以テ将来ハ下記ノ標準□扱フ  
ントス」

(注記23)

「不実□」

(注記24)

「供閱」

(注記25)

「文部省 大正13・1・10 発専261号 十二年」

(下札)

〔有原〕種別 わ二ノ一／聯繫 2. わ二ノ二ノ二(二三、一、三)

○)／登録追加 / 件名 専門局伺 私立専門学校卒業者私立大

学々部入学資格認可並高等試験〔合〕予備試験免除指定標準、省

令第四号 大正七年省令第三号高等試験令第七、八条二閱スル件

中改正 2. 告示第二十四号 高等師範、官公立専門学校等外十

二校高等〔抹消〕学校予科ト同等以上指定〕〔加筆〕試験予備試験免除〕／番号

発専四六／結了年月日 大、一三、六、二八／保存年限 ムキ／

枚数 六八」

〔自大12年至大15年 認定指定総規  
第一次冊〕文部省〔34.32-5.2412〕